

## 公 募 公 告

次のとおり公告に付する。

令和8年1月21日

法務省所管国有財産部局長

岡崎医療刑務所長 安 部 明 弘

### 1 公募に付する事項

- (1) 件 名 岡崎医療刑務所における自動販売機の設置及び維持管理運営業務一式
- (2) 募集内容 飲料用自動販売機（缶及びペットボトル用）1台(1者)
- (3) 設置期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 設置場所 〒444-0823  
愛知県岡崎市上地4丁目24番地16  
岡崎医療刑務所  
庁舎1階廊下（飲料用自動販売機）
- (5) 設置基準 国有財産使用許可

### 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 次の各号の要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと

### 3 公募説明書等の交付

公募に参加を希望する者は、次の受付期間中に申込先に来庁し、公募説明書等の交付を受けること。

#### (1) 受付期間

令和8年1月21日（水）から同年2月13日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定められた、行政機関の休日を除く日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）まで

#### (2) 申込先

〒444-0823

愛知県岡崎市上地4丁目24番地16

岡崎医療刑務所 用度課国有財産係

電話 0564-51-9629

### 4 公募説明会

公募説明書等の交付をもって公募説明とする

### 5 応募申請書等の提出

令和8年2月20日（金）午後5時までに応募申請書、企画提案書等の申請書類を上記申込先まで提出すること（郵送可（書留郵便に限る。）期限内必着）。

なお、提出された企画提案書等の内容を確認するため、必要に応じ個別にヒアリングを実施することがある。

### 6 申請書類の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書類は無効とする。

### 7 その他

詳細は公募説明書による。